

家庭裁判所における「環境の調整」についての検討

—ソーシャルワークの人と環境との交互作用に関する理論を手がかりとして—

発表者：大貝 葵（金沢大学）

梅山 佐和（東京学芸大学）

キーワード：少年司法 ソーシャルワーク 環境調整

1. 背景

「環境の調整」が少年の健全育成に必要不可欠であることは、少年司法制度の共通理解である。しかし、現在、少年の個別的資質の強調とともに、「環境の調整」に対する視点の後退が危惧される。従来「環境の調整」は、家庭裁判所調査官（以下、家裁調査官）によるケースワークと位置付けられてきたⁱ。その検討も、松村(2011)を最後としておりⁱⁱ、実態は必ずしも明らかではない。司法福祉学の発展は、家裁調査官の業務とソーシャルワークとの関係を再考するきっかけも与えている。

2. 目的

本研究では、家裁における現在の「環境の調整」の実態を明らかにする。このことは家裁における「環境の調整」の課題と発展性、ならびに、処遇決定への積極的効果の検討に寄与する。なお、本報告では、研究課題1を対象としている。

研究課題1：家庭裁判所の処遇決定において考慮されている「環境」を明らかにする。

研究課題2：それらの「調整」の在り方を明らかにする。

3. 方法

判例研究：『家庭の法と裁判』（2018年～2023年）に収録されている判例中「処遇の理由」から、「環境」にかかわる箇所を抽出し、ソーシャルワークにおける「環境」の概念を用いて分析する。

4. 結果・考察

判例での「環境」は少年の引受先や親子関係に限定されているように見える。判例に示された限りの「環境」について、上記ソーシャルワークの観点からは、ミクロシステムおよび一部のメゾシステム（学校や職場等という場）に限定され、システム内・システム間の交互作用に十分着目されていないことが指摘できる。ただし、社会調査票に示される情報は「審理に必要な情報に絞って記載」されている（「少年実務 第7回 座談会 少年事件の調査・審判」過程の法と裁判 45号(2023)）。そこで、本報告内容を仮説とし、今後予定している家裁調査官へのインタビュー調査へ繋ぎ、仮説検証および研究課題2の分析を行う。

本報告では、判例に示される限りの情報を取り扱うことにより、倫理的配慮の必要性は認められない。

ⁱ 野田正人（1994）「家庭裁判所における調査と援助」加藤幸雄他編著『司法福祉の焦点』ミネルヴァ書房など。

ⁱⁱ 松村励(2011)「家庭裁判所における非行臨床の歴史を振り返って」『犯罪心理学研究 50周年記念特集号』pp56-71。